



いきいき通信

2013. 1

あけましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。本年も会員の皆さんと一緒に頑張りますので、よろしくお願いいたします。

寒いお正月でしたが、楽しめましたか？寒さの本番はこれからです。インフルエンザやノロウイルスも流行っていますので、くれぐれも注意してこの冬を乗り切りましょう！冬眠もいいけど、たまには元気な顔を見せてくださいね。さあ～今月も背筋伸ばしてがんばるよ～♪

一泊二日温泉旅行に行こう！！

今年も2月中旬（平日）に開催します。行先は未定、参加費は15,000円程度。参加ご希望の方は1月31日までに申込みください。詳細は決定次第ご案内します。

仕事も遊びも生涯現役！！

たくさんのお申込み、お待ちしております♪



配分金所得の確定申告について

今年も確定申告の時期が近づいてきました。申告の際は下記の点に留意してください。

○会員の配分金収入は所得税法上「雑所得」として取り扱われます。

○配分金収入に対しては必要経費として65万円まで控除されます。

①収入が配分金のみの場合

$[\text{配分金} - (\text{必要経費}65\text{万円} - \text{基礎控除}38\text{万円} - \text{その他の所得控除})] \times \text{所得税率} = \text{申告納税額}$

②収入が配分金と公的年金等による所得の場合

$[\{(\text{配分金} - \text{必要経費}65\text{万円}) + (\text{公的年金等} - \text{公的年金等控除})\} - \text{基礎控除}38\text{万円} - \text{その他の所得控除}] \times \text{所得税率} = \text{申告納税額}$

○上記①②以外に収入がある場合、またその他の控除等についてご不明な点がある場合は税務署にお問い合わせください。

○「配分金支払明細書」をご希望の方は1月末日までに事務局にお申し出ください。

2月15日ごろ（いきいき通信2月号と一緒に）郵送します。

